

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和7年4月17日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

処分理由

令和7年4月1日付け組織改正に伴い、規則の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要したので専決処分したものの。

専決第1号

芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

別紙のように、芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を制定することについて、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、専決処分する。

令和7年4月1日

芦屋市教育長 野村大祐

芦屋市教育委員会規則第 号

芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第5条 各組織単位の分掌する事務の概要は、次のとおりとする。</p> <p>教育部 教育統括室 管理課・教職員課 (略) 社会教育推進課 社会教育推進係 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> 地域における社会教育活動に関すること。 <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第5条 各組織単位の分掌する事務の概要は、次のとおりとする。</p> <p>教育部 教育統括室 管理課・教職員課 (略) 社会教育推進課 社会教育推進係 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略)</p>

改正後	改正前
<p>青少年育成課 (略)</p> <p>学校教育室</p> <p>学校教育課</p> <p>学校教育係</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 教科書採択に関すること。</u></p> <p><u>(8) 自然学校に関すること。</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p>学校支援課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) トライやる・ウィークに関すること。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(10) 部活動の地域展開に関すること。</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>保健安全・特別支援教育課</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>青少年育成課 (略)</p> <p>学校教育室</p> <p>学校教育課</p> <p>学校教育係</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>学校支援課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 自然学校及びトライやる・ウィークに関すること。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>保健安全・特別支援教育課</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>学校教育改革推進室</p> <p>(1) <u>学校教育改革施策の企画立案に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校教育改革施策の推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>探究的な学びの推進に係る調整及び進行管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>部活動地域展開の調整及び進行管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教員の働き方改革の調整及び進行管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>学校と地域との連携・協働体制の調整及び進行管理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他学校教育改革施策の調整及び進行管理に関すること。</u></p>	<p>(3) <u>教科書採択に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>学校教育改革推進室</p> <p><u>学校教育改革に関すること。</u></p>

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。